

平成二十四年政令第十六号

復興特別所得税に関する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四章の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「復興特別所得税申告書」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書をいう。（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第七条第二項の規定を適用する場合について準用する。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く」とあるのは「除く」と及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の所得税

法第六十四条第一項一号に掲げる国内源泉所得に係る所得につき同法第六十五条第一項の規定により同法第二編第一章から第四章までの規定に準じて計算した所得税の額（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額とする。

5 租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「除く」とあるのは、「除く」と及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る基準所得税額につき法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき所得税法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）のみを基準所得税額として法第十三条及び第十三条の二の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（予定納税）

第四条 所得税法施行令第二編第五章第一節（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

2 法第十六条第三項の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額（以下この条において「復興特別所得税納付額」という。）

に円未満の端数がある場合又は復興特別所得税納付額の全額が一円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるものとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を二円とする。

一 その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により切り捨てられた額の合計額
二 その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一円とされた額を一円から控除した額の合計額（当該一円とされた額がない場合には、零）

3 前項の規定の適用がある場合における法第十六条第三項の規定により納付があったものとされた所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した復興特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。（課税標準及び税額の申告）

第五条 所得税法施行令第二百六十三条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、同令第二百六十三条第一項に規定する申告書と併せて提出する復興特別所得税申告書について準用する。

2 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価につき法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第七項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（申告による納付等）

第六条 所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項（これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十八条第六項において準用する所得税法第三十五条第一項第二号（同法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第十八条第三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

3 所得税法施行令第二百六十六条の二（第三項及び第四項を除く。）の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号（確定申告）」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第四項及び前項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によつて行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 所得税法施行令第二百六十六条の三（第三項及び第六項から第十項までを除く。）の規定は、法第十八条第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の三第四項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第二十条の二第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第五十一条の六第一項」と、同条

[illegible][illegible]

	法第二百二十条第特別措置法第十七条第一項第三号（確定申告）及び税額の申告	同項第四号	同項第三号
第九十七條	第一百七十三條 特別措置法第十七條第一項（退職所六項（課税標準及び税率第一得の選択課税に額の申告）による還付）	特別措置法第十七條第九十七條	特別措置法第十七條第九十七條
第九十七條	第一百七十三條 特別措置法第十七條第六項第三号	特別措置法第十九條第八項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）	特別措置法第十九條第八項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二項	第四條第二項及び第三項の規定は、法第十九條第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があつたものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。		
第七條之二	所得税法施行令第二百七十三條之二（同令第二百九十三條において準用する場合を含む。）、法第二十條之二第六項において準用する所得税法第五十一條之六第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）、規定する政令で定める事由について準用する。		
第八條	法第二十三條第一項、第三項又は第四項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二百七十七條及び第二百七十八條（これらの規定を同令第二百九十五條において準用する場合を含む。）、の規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「源泉徴収税額」とあるのは、「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第二百七十七條至第二百八十條	復興特別所得税に関する		
第七條第八條	政令第七條第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八條		

号 の二各		
第二百二十五条	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第九十五条第二項	
第二百二十四条第五項	に規定する除限度額として政令で定める金額は、復興特別所得税に関する政令第三条第一項（外国税額の控除限度額の計算）の規定により計算した金額（次条第五項において「復興特別所得税の控除限度額」という。）とし、法第九十五条第二項に規定する	第二百二十四条第五項 国税の控除限度額（復興特別所得税の控除限度額を含む。以下この条において同じ。）
第二百五十八條第四項	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される	第二百五十八條第四項 受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される
第二百八十一條の二第二項	（法） （特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法） 及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法	第二百八十一條の二第二項 （法） （特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法） 及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第二百九十二條第六号	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税	第二百九十二條第六号 所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により併せて徴収された復興特別所得税
第九十二条第一項第二号	第三百六号まで（同項第二号及び第三百三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第九十二条第一項第二号 第三百六号まで（同項第二号及び第三百三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

[illegible][illegible]

[illegible]

	第四十条法第九特別措置法第三十三条第一項の六の条の三の規定により読み替えて適用される法第二十九条の三の二第二十九項又は特別措置法第二十八条第三項	所得税の額又は復興特別所得の額から特別措置法第三十同項三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	第四十条復興特別所得税に関する政令の九第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第十四項	第四十条同条第特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項	所得税の額又は復興特別所得の額から特別措置法第三十同項三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号	税率に百分の百二・一を乗じて得た率	第四十条税率の九第二項各号	第四十二条第二百二十二条及び特別措置法の九第十二条第二十八條第一項	所得税の額又は復興特別所得税をを	所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額	第四十条所得税の九第六項及び第七項	第四十一条受けた特別措置法第三十三条の九第九租税特第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）	第八項
--	--	---	---	--	---	-------------------	---------------	-----------------------------------	------------------	----------------------	-------------------	---	-----

[illegible]

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

外 国 人 住 居 者 等 の 所 得 に 対 す る 互 主 義 の よ う に 所 得 税 の 等 税 課 に 関 す る 法 律 施 行 令 （ 昭 和 三 十 七 年 政 令	第 十 七 条 第 一 項 各 号	租 税 特 別 措 置 法	平 成 二 十 五 年 一 月 一 日 か ら 令 和 十 九 年 十 二 月 三 十 一 日 ま で の 間 に 発 行 さ れ た 租 税 特 別 措 置 法	所 得 税 の 額 は 所 得 税 の 額 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 額 は	定 め る 所 得 税 の 額 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 額	相 当 す る 金 額	相 当 す る 金 額 及 び 当 該 源 泉 徴 収 に よ る 所 得 税 の 額 に 百 分 の 二 ・ 一 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 に 当 該 所 有 期 間 割 合 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 に 相 当 す る 復 興 特 別 所 得 税 の 額
--	---	---------------------------------	---	---	---	----------------------------	--

第十七条第二項	所得税の額は	所得税の額及び復興特別所得税の額は
第十七条第二項	定めるところにより計算した金額	定めるところにより計算した所得税の額及び復興特別所得税の額
第十七条第二項各号	相当する金額及び当該株主等対象償還差益に対する所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額	相当する金額及び当該株主等対象償還差益に対する所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に当該所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の額
第十七条第三項	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する復興特別所得税の額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、零とする	によるものとし、当該外国居住者等に対して租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する復興特別所得税の額は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えられた租税条約等実施特例政令第三条第二項の規定にかかわらず、零とする
第十七条第五項	還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書とを併せて	還付請求書と当該所得税に係る復興特別所得税の還付請求書とを併せて
第十七条第六項	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令第十三条第三項において準用する場合を含む。）	第二十六条の十四（これらの規定を復興特別所得税に関する政令第十三条第三項において準用する場合を含む。）
第二十条	所得税及び復興特別所得税に	所得税及び復興特別所得税に
	（「とあるのは」）とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十三条第一項（復興特別所得	（「とあるのは」）とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第十三条第一項（復興特別所得

	税の得る主にの住外 関等非税義相対所得者居 する課等所互すの等居	規定により読み替えられた特 別措置法第三十三条第一項の 「同条第二項」とあるのは「特 別措置法第三十三条第一項の 規定により読み替えられた外 国居住者等所得相互免除法第 三十二條第一項第二号」と、 源泉徴収特別税額の納付の日、 その納付された対象源泉徴収 特別税額その他必要な事項を 記載した届出書」と、同条第 三項中	例等）の規定により読み替え られた 第二十（以下「外国居住者等所得相互 二条第免除法」という。）第二十二條 一項（第一項） 同条第「による申告書を」とあるのは 三項中「による所得税の申告書と当該 所得に係る復興特別所得税 の申告書とを併せて」と、「と き」とあるのは「とき、又は 対象源泉徴収特別税額（同項 に規定する対象源泉徴収特別 税額をいう。以下この条にお いて同じ。）のうち特別措置法 第二十八條第一項（源泉徴収 義務等）の規定により当該所 得税の徴収に併せて徴収され たものがあるとき」と、「当 該」とあるのは「これらの」 と、「明細書」とあるのは「 明細書を、その徴収された事 実の説明となるべき総務省令、 財務省令で定める事項を記載 した明細書を、それぞれ」と、 同条第二項中「額で」とある のは「額又は対象源泉徴収特 別税額で」と、「その納付の」 とあるのは「当該所得税の額 の納付の」と、「届出書」とあ るのは「届出書又は当該対象 源泉徴収特別税額の納付の日、 その納付された対象源泉徴収 特別税額その他必要な事項を 記載した届出書」と、同条第 三項中
--	--	--	---

[illegible]

号五十三百三第令政年二十六和昭 令行施律法

[illegible]

[illegible]

各号」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「第二十六条第二十三項各号」を「第二十六項第二十五項各号」に、「第二十六条第二十三項第一号」を「第二十六項第二十五項第一号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項第六号」を「同条第二十五項第六号」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第一号の改正規定、第二十七条第一項の改正規定、第三十八条の四の改正規定、第四十条の四の三第六項の改正規定、第四十条の五に一項を加える改正規定、第四十条の十五第一項の改正規定、第四十二条の二の改正規定、同条を第四十二条の二の二とし、第四十二条の次に一条を加える改正規定及び第五十五条第二項の改正規定並びに附則第六条、第十条、第十一条、第十七条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第二十三項」を「第二十五条の十七第二十六項」に改める部分に限る。）、第十九条（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第二条第二項の改正規定（「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十四号）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）」に改める部分を除く。）、に限り。）、及び第二十一条の規定 平成二十五年六月一日

附 則 （平成二六年三月三十一日政令第一五〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百五十五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第二項に規定する政令で定める配当等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける所得税法（昭和四十

年法律第三十三号）第百六十一条第五号イ及びロに掲げる配当等で、その者の法人税法第百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて同法第二条第一号に規定する国内において行う事業に帰せられるもの以外のものとする。

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一五二号）

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項第一号の次に一号を加える改正規定及び同項第三号の次に一号を加える改正規定 平成二十八年一月一日

二 第三条に一項を加える改正規定、第五条第二項の改正規定及び第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（

第九十七條の第一項第二号	規 定	（特別措置法第十八条第六項六項において準用する場合を含む。）の規定
--------------	-----	-----------------------------------

第九十七條の第二項	規 定	（特別措置法第十八条第六項六項において準用する場合を含む。）の規定
-----------	-----	-----------------------------------

第九十七條の第三項	規 定	（特別措置法第十八条第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
-----------	-----	--

第九十七條の第四項	規 定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
-----------	-----	---

一に改める部分を除く。）、平成二十八年四月一日

三 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定 平成三十年一月一日

附 則 （平成二八年三月三十一日政令第一六五号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二五号政令第二二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日政令第一〇六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日政令第一一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める部分に限る。）、同令第二章第八節の五の節名の改正規定、同令第二十五条の十九の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第二十五条の二十（見出しを含む。）の改正規定（同条第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第二十五条の二十一及び第二十五条の二十二の改正規定、同令第二十五条の二十二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第二十五条の二十二の三とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第二十五条の二十二の次に一条を加える改正規定、同令第二十五条の二十三の改正規定、同令第二十五条の二十四の改正規定、同章第八節の六の節名の改正規定、同令第二十五条の二十五の改正規定、同令第二十五条の二十六（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十五条の二十七から第二十五条の二十九までの改正規定、同令第二十五条の三十の改正規定、同令第二十五条の三十一の改正規定、同令第二十七条の四第四項の改正規定（「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める部分を除く。）、同令第三十三条の七第四項第四号の改正規定、同令第三十六条第

七項の改正規定（「第四十条」を「第二十七条、第四十条」に改める部分を除く。）、同令第三十七条第四項の改正規定（「第四十条」を「第二十七条、第四十条」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の十二第五項の改正規定、同令第三十九条の十三の二の改正規定（同条第一項中「第二十三條の二」の下に「第二十七條」を加える部分を除く。）、同令第三十九条の十三の三第三項第二号の改正規定、同令第三章第八節の四の節名の改正規定、同令第三十九条の十四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の十五（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第一号中「第五項まで」の下に「第二十七條」を加え、「第六十一條の二」第六項）を「第六十一條の二」第六項に、「第十号」を「第八号」に改める部分及び同条第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の十六及び第三十九条の十七の改正規定、同令第三十九条の十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第三十九条の十七の三とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の十七の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の十九の改正規定、同令第三十九条の二十の改正規定、同令第三十九条の二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の二十四から第三十九条の二十六までの改正規定、同令第三十九条の二十七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の二十八の改正規定、同令第三十九条の二十九の九の改正規定、同令第三十九条の三十の三第六項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同令第三十九條の三十九第三項第二号の改正規定、同条を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に一号を加える改正規定、同令第三十九条の九十七項の改正規定（「第八十一条の七第一項」を「第八十一条の五の二第一項、第八十一条の七第一項」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の九十七の二第四項の改正規定（「第八十一条の七第一項」を「第八十一条の五の二第一項」に改める部分を除く。）、同令第四

三十九条の百十二、第十五項第一号の改正規定、同令第三十九条の百十三の二の改正規定（同条第一項中「除く。」の下に、「第八十一条の五の二第一項」を加える部分を除く。）、同令第三十九条の百十三の三第三項第二号の改正規定、同章第二十七節の節名の改正規定、同令第三十九条の百十四の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三十九条の百十五（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第二号中「第五項まで」の下に「第二十七条」を加え、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に、「第十号」を「第八号」に改める部分及び同条第七項中「第十号」を「第八号」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百十六及び第三十九条の百十七の改正規定、同令第三十九条の百十七の二（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第三十九条の百十八（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百十九の改正規定（同条第十二項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百二十の改正規定、同章第二十八節の節名の改正規定、同令第三十九条の百二十の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百二十の四から第三十九条の百二十の六までの改正規定、同令第三十九条の百二十の七（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十九条の百二十の八の改正規定（同条第十項中「損金算入」を「限る。」に改める部分を除く。）、同令第三十九条の百二十の九の改正規定並びに同令第四十六條の二十八を同令第四十六條の二十九とし、同令第四十六條の二十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十五条の規定 平成三十年四月一日

附則（平成三〇年三月三十一日政令第一四九号）
この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項第三号の二の改正規定及び第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（第二十五条の十三の八第二十一項を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を

「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第十三項」に改める部分に限る。） 平成三十年四月一日

二 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定 平成三十一年一月一日

附則（平成三〇年四月一八日政令第一六二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日政令第九五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定（「第三百十九条の十三」を「第三百十九条の十二」に改める部分に限る。）、第二百十八條第一項の改正規定、第二百二十条の二の改正規定、第二百六十二条第三項ただし書の改正規定、第二百九十二条の六の二第一項の改正規定、第三百条の改正規定、第三百六条の二の改正規定、第三百十九條の五の改正規定、第三百十九條の六（見出しを含む。）の改正規定、第三百十九條の七第二項の改正規定、第三百十九條の八の改正規定、第三百十九條の九を削る改正規定、第三百十九條の十の改正規定、同条を第三百十九條の九とする改正規定、第三百十九條の十一の改正規定（「応じ、」を「応じ」に改める部分を除く。）、同条を第三百十九條の十とする改正規定、第三百十九條の十一の改正規定、同条を第三百十九條の十二とする改正規定及び同条を第三百十九條の十二とする改正規定並びに附則第八條及び第九條（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（「第五号」を「第六号」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

附則（平成三一年三月二九日政令第九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行令第四百八条第一項の改正規定、同令第五百五十五条の三十六第三項の改正規定、同令第五百五十五条の四十六第二項第八号の改正規定及び同令第二百一十一條の二第一項の改正規定並びに附則第十五條の規定 令和二年一月一日

附則（平成三一年三月二九日政令第一〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の九の改正規定、同令第四条の十の改正規定、同令第四条の十一の改正規定、同令第五条の改正規定、同令第二十五条の十の十第六項の改正規定、同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定及び同令第二十六条の二十七第一項の改正規定並びに附則第四十一条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第三百十九條の十八第十八項」を「第三百十九條の十八第十九項」に、「第三十九條の二十の七第六項」を「第三十九條の二十の七第九項」に、「第三十九條の百十八第十五項」を「第三十九條の百十八第十六項」に、「第三十九條の百二十の七第六項」を「第三十九條の百二十の七第九項」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

附則（平成三一年三月二九日政令第一〇四号）
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年七月一二日政令第五八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部

を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一二一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一二六号）
この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日政令第一五八号）
この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第十三条第三項第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日政令第一五二号）
この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の改正規定 令和五年四月一日

二 第十三条第三項第二号の改正規定 令和六年一月一日